

特定非営利活動法人 日本レスキュー協会情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人日本レスキュー協会(以下「この法人」という。)が、その活動状況、運営内容及び財務状況等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、この法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この法人は、この規程の解釈及び運用に当たっては、原則として、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第3条 この法人に対し、別表に規定する情報公開の対象書類の閲覧または謄写(以下「閲覧等」という。)を申請しようとする者は、この規程に定めるところにより、適正な申請を行うとともに、対象書類の閲覧により得た情報を適正に使用するとともに、個人や団体の権利を侵害することのないようにしなければならない。

(情報公開の方法)

第4条 この法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程に定めるところに従い、主たる事務所への備置きまたはインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(情報公開の対象)

第5条 この法人の情報公開の対象は別表に掲げる書類とする。

(閲覧等の場所及び日時)

第6条 前条に定める閲覧等の対象となる書類の閲覧等の場所は、この法人の主たる事務局とする。

2 前条に定める書類の閲覧等の時間は、この法人の業務時間とする。ただし、この法人は、正当な理由があるときは閲覧等の希望者に対し、閲覧等の日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第7条 書類の閲覧等の申請があったときは、次により取扱うものとする。

- (1) 様式1に定める閲覧申請書に必要事項の記入を求め、提出を受ける。
- (2) 閲覧申請書が提出されたときは、様式2に定める閲覧等受付簿に必要事項を記載し、閲覧除外の正当な理由がある場合を除いて、閲覧等に供する。

(インターネットによる情報公開)

第8条 この法人は、第6条第2項の規定による閲覧のほか、この法人の諸活動に対する理解と信頼を得るため、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前条の規定による情報公開の項目、内容の詳細は理事長が定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は2025年11月22日から施行する。(2025年11月22日理事会決議)

別 表

対象書類等の名称
① 定款等
② 各事業年度の事業計画書、収支予算書
③ 各事業年度の事業報告書及びその附属明細書
④ 各事業年度の貸借対照表、活動計算書、財産目録及びその附属明細書
⑤ 役員名簿
⑥ 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿
⑦ 総会議事録
⑧ 理事会議事録
⑨ その他この法人が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている文書

様式1 閲覧申請書

特定非営利活動法人 日本レスキュー協会

理事長 殿

申請年月日 令和 年 月 日

申請者 _____

申請者住所 〒 _____

電話番号 _____

私(申請者)は、下記の閲覧(謄写)目的に従って閲覧対象書類から得た情報を、その目的に即して適正に使用するとともに、その情報によって個人に関する権利を侵害することのないよう誓います。

閲覧(謄写)の目的

閲覧対象書類(該当するものを○で囲んでください。)

- ① 定款等
- ② 各事業年度の事業計画書、収支予算書
- ③ 各事業年度の事業報告書及びその附属明細書
- ④ 各事業年度の貸借対照表、活動計算書、財産目録及びその附属明細書
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の名簿
- ⑦ 総会議事録
- ⑧ 理事会議事録
- ⑨ その他この法人が所轄庁に提出し、所轄庁により公開されている文書

様式2 閲覧等受付簿

閲覧等受付簿

受付番号	受付年月日	申込人の住所・氏名	担当者	備考